

## 株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 210 条に定める書面)

2025 年 12 月 1 日

株式会社インテリックスホールディングス

株式会社インテリックス

2025年12月1日

## 株式移転に係る事後開示書面

東京都渋谷区桜丘町3番2号  
株式会社インテリックスホールディングス  
代表取締役社長 俊成 誠司

東京都渋谷区桜丘町3番2号  
株式会社インテリックス  
代表取締役社長 俊成 誠司

株式会社インテリックス（以下「インテリックス」といいます。）は、2025年8月26日開催の第30回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年12月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社インテリックスホールディングス（以下「インテリックスホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式移転が効力を生じた日

2025年12月1日

#### 2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

#### 3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

インテリックスは、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2025年8月27日付で、インテリックスの株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社であるインテリックスホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第806条第1項の規定による株式買取請求をした

株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数  
インテリックス 普通株式 8,932,100 株

5. その他株式移転に関する重要な事項

(1) インテリックスホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるインテリックスの株主に対し、その保有するインテリックスの普通株式 1 株につきインテリックスホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) インテリックスホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 : 413 百万円
- ② 資本準備金の額 : 317 百万円
- ③ 利益準備金の額 : 0 円

(3) インテリックスホールディングスの普通株式は、2025 年 12 月 1 日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。なお、インテリックスの普通株式は、2025 年 11 月 27 日をもって、東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。

以上